

平成 19 年 12 月 11 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 さ く ら パ ー ト ナ ー
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 太 田 勝 久
コ ー ド 番 号	8 5 1 4 (札 幌 証 券 取 引 所)
問 合 せ 先	企 画 部 部 長 高 谷 則 章
T E L	0 1 1 - 6 2 2 - 1 5 1 5

(訂正) 平成 20 年 3 月期中間決算短信 (非連結) の一部訂正について

平成 19 年 11 月 16 日に公表した平成 20 年 3 月期中間決算短信 (非連結) において、記載内容の一部に誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。訂正箇所は下線を付して表示しております。

記

1. 訂正箇所 21 頁 注記 (有価証券関係)

(修正前)

(5) 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前事業年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
1 資産の評価基準及び 評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入方法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法 ただし、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資 (証券取引法第 2 条第 2 項により有価証券とみなされるもの) については、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。	その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定) 時価のないもの 同左

(修正後)

(5) 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前事業年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
1 資産の評価基準及び 評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に 基づく時価法（評価差額は、 全部純資産直入法により処 理し、売却原価は、移動平均法 により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法 ただし、投資事業有限責任組合 及びそれに類する組合への出資 （証券取引法第 2 条第 2 項により 有価証券とみなされるもの）につ いては、持分相当額を純額で取り 込む方法によっております。	その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 移動平均法による原価法 <u>ただし、投資事業有限責任組合</u> <u>及びそれに類する組合への出資</u> <u>（金融商品取引法第 2 条第 2 項に</u> <u>より有価証券とみなされるもの）</u> <u>については、持分相当額を純額で</u> <u>取り込む方法によっております。</u>	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づ く時価法（評価差額は、全部純 資産直入法により処理し、売却 原価は、移動平均法により算 定） 時価のないもの 移動平均法による原価法 <u>ただし、投資事業有限責任組合</u> <u>及びそれに類する組合への出資</u> <u>（証券取引法第 2 条第 2 項により</u> <u>有価証券とみなされるもの）につ</u> <u>いては、持分相当額を純額で取り</u> <u>込む方法によっております。</u>

以上